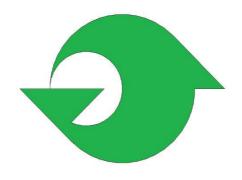
太地町下水道事業

経営戦略

計画期間:令和2年度~令和11年度



令和2年3月和歌山県太地町

目次

I.	はじ	めに					1
Π.	事業	〔概要					2
	(1)	事業の現況					2
	(2)	民間活力の活用	等				5
	(3)	経営比較分析表	を活用した現	状分析			5
ш.	将来	その事業環境					6
	(1)	処理区域内人口]の予測				6
	(2)	有収水量の予測					7
	(3)	使用料収入の見	通し				8
	(4)	施設の見通し					9
	(5)	組織の見通し					11
IV.	経営	営の基本方針					12
٧.	投資	・財政計画(収:	支計画)				14
	(1)	投資·財政計画	(収支計画)				14
	(2)	投資·財政計画	(収支計画)	の策定に当たって	の説明		18
	(3)	投資·財政計画	(収支計画)	に未反映の取組や	や今後検討予定の	の取組の概要	20
VI.	経営	営戦略の事後検証	、更新等に関	する事項			22

I. はじめに

太地町は紀伊半島南部に位置する人口約 3,100 人の小さな町ですが、日本の古式捕鯨発祥の地として知られています。

本町の下水道事業は、昭和44年4月1日に供用を開始して以降、年次を追って整備を進めてきました。平成17年度に計画区域の下水道管の整備を完了し、現在は晴天時現在処理能力2,200㎡で事業を行っています。健全な水循環の確保と良好な環境の形成に寄与することを目指し、円滑な雨水の処理と適切な汚水の処理を確実に実施することで、わが町の豊かな自然環境の保全と町民の皆様の快適な生活環境の維持を実現しています。

一方、本町は本格的な人口の減少に直面しており、各産業における人手不足や財政の悪化等、 様々な課題を抱えております。下水道事業においても、人口の減少に伴う使用料収入の減少が懸念され、経営基盤の強化が今後の課題です。

こうした中で、将来にわたり下水道サービスの提供を通して町民や事業者の皆様の衛生的で安全な暮らしを支えていくためには、下水道事業の健全な経営を継続していくことが必要となります。そこで、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定します。



Ⅱ. 事業概要

(1) 事業の現況

①施 設

供用開始年度	昭和44年4月1日	法適(全部適用·一部	非適用
(供用開始後年数)	(供用開始後 51 年)	適用)非適の区分	升旭州
処 理 区 域 内	26.2 L/ba	流域下水道等	無
人 口 密 度	36.3 人/ha	への接続の有無	,,,,
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	1		
広域化·共同化·最適	1		
化 実 施 状 況	無		

(平成30年度末現在)

■終末処理場(本浦終末処理場)の概要 汚水処理は、本浦終末処理場で行っています。

処理方法は、標準活性汚泥法を採用しています。設備の老朽化が進んでいるものの、高度な処理システムではないこともありメンテナンス性が高いため、現状、大きなトラブルなく使用できています。



計画処理能力	4,410 ㎡/日
現在処理能力(晴天時)	2,200 ㎡/日
現在最大処理水量(晴天時)	994 m³/⊟
現在晴天時平均処理水量	613 ㎡/日
年間総処理水量(汚水処理水量)	204,451 m

(平成30年度末現在)



②使用料

	1				
一般家庭用使用料	 従量制(110 円/㎡・基本	 (110 円/㎡・基本使用料なし)			
体系の概要・考え方					
業務用使用料	従量制(110円/㎡・基本使用料なし)				
体系の概要・考え方					
その他の使用料	+>				
体系の概要・考え方	なし				
夕周 トの店田料/投ご)	平成 28 年度 2,376 円	中际协业体田州/锐门)	平成 28 年度 2,367 円		
条例上の使用料(税込) (20 ㎡ あたり)	平成 29 年度 2,376 円	実質的な使用料(税込) (20 ㎡ あたり)	平成 29 年度 2,361 円		
(20 1118)(29)	平成 30 年度 2,376 円	(20 11180/29)	平成 30 年度 2,370 円		

本町の下水道事業では、1 man 110 円の従量使用料制を採用しています。

受益者負担の観点から、使用料収入で経営に要する費用を賄う基本原則に沿って、それまで 70 円/㎡であった料金を、平成 12 年に 90 円/㎡とし、さらに平成 21 年 4 月には 110 円/㎡へと引き上げる改定を行いました。今後においても、事業を取り巻く周辺状況を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、随時コスト等に見合った適正な料金水準の検討を行います。

(図表 1-1) 太地町下水道料金表

使用料	料金
1 ㎡あたり	110 円(税抜)

③組織

下水道事業に係る事務は、産業建設課で担っています。産業建設課は、建設係、都市計画係、町営住宅係、農林業係、水産振興係、商工係、農業委員会係、観光係、上下水道係の9つの係と終末処理場からなる組織です(図表 1-2)。下水道事業は上下水道係と本浦終末処理場とで所掌しています。

産業建設課長を含む合計 5 名で下水道事業を担っており、料金の徴収事務等の業務は上水道事業とともに上下水道係が、維持管理等業務は終末処理場が担っています。



(図表 1-2) 太地町産業建設課の所掌事務



(図表 1-3) 太地町下水道事業推進体制

所属	人数	職階
産業建設課	1	課長
本浦終末処理場	1	副主幹
	3	会計年度任用職員(※)

※令和2年度から



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	水質検査や汚泥処理、ポンプ等の保守点検・清掃を委託しています。 使用料納付については、住民の利便性向上の観点から、①集金②納付③口座振替の3通りの方法を選択制としており、上水道料金と合わせて徴収することとしています。このうち、①集金について民間に委託し、業務事務の効率化を図っています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度は採用していません。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFI等は導入していません。
次充江田の山口	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当事項はありません。
資産活用の状況	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	活用すべき未利用土地や施設等はありません。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

平成30年度経営比較分析表は別紙のとおりです(別紙1)。

職員給与費等の経費が減少したことから、汚水処理原価は低下傾向にあります。一見すると経営状態は改善されているように見えますが、経費回収率が 100%を下回っていること、収益的収支比率が 100%を下回って低下を続けていることから、さらなる汚水処理費用の縮減と料金改定を含む料金収入確保に係る検討等、経営改善に係る取組みが必要です。

昭和 44 年の供用開始以後、ポンプ場の建設や管きょの敷設を順次実施し、平成 17 年度に計画区域の整備を完了しました。処理場をはじめ 50 年近く利用を続けている施設も多くあり、老朽化が進みつつある施設を更新する時期が到来しています。近年は更新投資を行っておらず、補修や修繕で対応していますが、今後はストックマネジメントの導入を検討するなどし、長期的な視点で戦略的に維持管理または更新計画を策定する必要があります。



Ⅲ. 将来の事業環境

捕鯨の町として発展してきた太地町は、かつては町民の大多数が捕鯨や捕鯨関係の仕事に従事し、活況を呈していましたが、1987年のIWC(国際捕鯨委員会)による商業捕鯨の禁止後は、水産庁の規制の下で近海捕鯨をわずかに行う程度となり、水産業が著しく衰退しました。現在は鯨を中心とした観光事業に注力し、観光産業を通じた町の活性化に努めています。

本町の人口は、全国の人口が微増状態にあった 1980 年から 2010 年の間にも減少しており、国立社会保障・人口問題研究所(国勢調査人口)(平成 30年3月)の推計では、平成 30年度末現在 3,105 人の人口は、本戦略最終年の令和 11年(2029年)には約2割減少し、2,420人となると予測されています。

こうした状況を踏まえ、本町は「太地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成 28 年 3 月)」(以下、「太地町人口ビジョン」)を策定し、今後目指すべき人口の将来展望を示しました(図表 2-1)。本戦略では、太地町人口ビジョンが目標とする人口を前提に、下水道事業における将来の予測を行います。

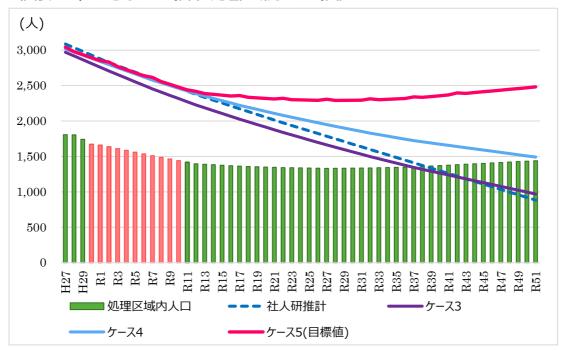
(1) 処理区域内人口の予測

太地町人口ビジョンの目標では、安全安心な暮らしの実現による安定した人口構成を目指しており、令和 13 年(2031年)頃までは減少が続くものの、その後減少速度が緩やかになり、令和 29 年(2047年)を目途に回復する見通しとなっています(図表 2-1 ケース 5 独自設定による推計)。

予測にあたり、処理区域内人口は町全体の人口動向に比例して推移 (※) すると仮定しました。平成30年度末現在1,672人の処理区域内人口は、令和11年には1,419人まで減少する見込みとなりました(図表2-1)。

※処理区域内人口の予測は、太地町人口ビジョン目標人口の人口増減率に実績値を加味して算出。





(図表 2-1) 太地町の人口推計と処理区域内人口の推移

(参考) 太地町人口ビジョンにおける推計時の設定

	合計特殊出生率	生存率	純社会移動率
社人研推計	社人研仮定値	社人研仮定値	社人研仮定値
ケース 3	2040 年に 2.07	社人研仮定値	社人研仮定値
ケース 4	2040 年に 2.07	社人研仮定値	社会移動なし
ケース 5	2030年に1.8、2060年に2.07	社人研仮定値	短期:転出抑制
(目標値)			中長期:転入促進

[※]ケース2は日本創生会議による推計。推計値は令和22年(2040年)までのため、省略する。

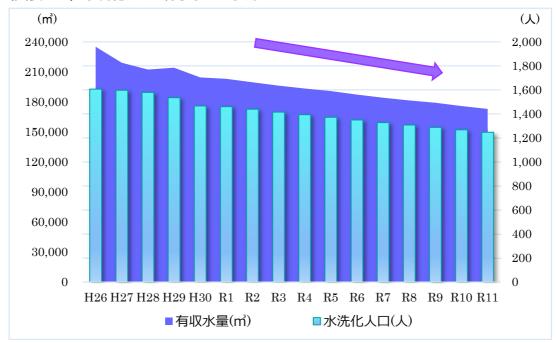
(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、直近 5 年間(平成 26 年度~平成 30 年度)の 1 人当たり有収水量の平均値に、水洗化人口(※)を乗じて算出しました。なお、水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じたものとし、水洗化率は、直近 5 年間の平均値を用い、将来一定と仮定しました。

有収水量 = 1人当たり有収水量 × 水洗化人口 ※水洗化人口 = 処理区域内人口 × 水洗化率

人口減少の影響を受けて減少する水洗化人口に比例し、有収水量も減少していく見通しとなりました(図表 2-2)。





(図表 2-2) 水洗化人口と有収水量の予測

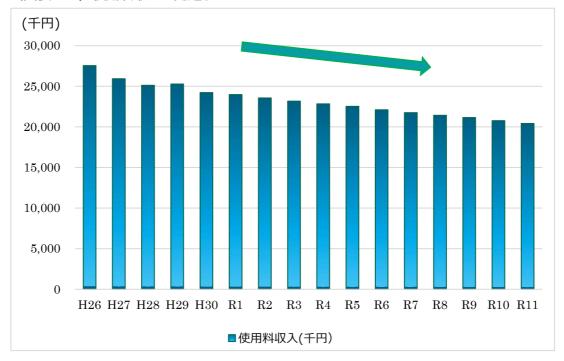
(3)使用料収入の見通し

本戦略の策定時点において、予定している料金の改定はないため、現行の料金体系を維持することを 前提とし、有収水量に使用料単価を乗じる方法により使用料収入を予測しました。

使用料 = 使用料単価(円) × 年間有収水量(㎡) ※使用料単価…直近5年間(平成26年度~平成30年度)の平均値で一定

使用料収入も、町全体の人口減少の影響を受け、減少し、計画期間最終年度には、平成 30 年度比で約 15%の減収となる予測となりました。





(図表 2-3) 使用料収入の見通し

(4)施設の見通し

本町下水道事業は、昭和 43 年 12 月の建設事業を開始し、翌年3月に処理場が完成、その後、町内各所に合計6つのポンプ場を建設しました。管きょについては、昭和 43 年度からコンクリート管、昭和 52 年度から塩化ビニル管の整備に着手し、平成 17 年度に計画区域の下水道管整備が完了しました(図表 2-4)。これらの施設は現在に至るまで大きなトラブルなく使用できています。

更新時期が到来しているものや老朽化が進みつつある設備等も多く、今後、施設設備や管きょの更新・大規模修繕ニーズは増大すると考えられます。

「太地町公共施設等総合管理計画(平成 28 年 3 月)」では、管きょの将来更新費用は今後 40 年間で 21.7 億円、年平均.5 億円を要すると試算(図表 2-5)されており、これに処理場やポンプ場も加えると、更新や大規模修繕には莫大な費用を要することとなります。しかしながら、必要となる財源の確保が困難であるため、現状の施設設備をできる限りながく利用することを基本認識とし、点検による劣化状況等の把握・評価や予防的修繕等の実施による長寿命化と機能の保持に努めます。また、今後の更新の実施に備え、適切かつ段階的な更新計画の策定を早期に検討します。

(図表 2-4) 施設概要

■処理場

施設名称	敷地面積	処理能力	処理方式
本浦終末処理場	14.5ha	晴天時最大 4,410 ㎡	標準活性汚泥法



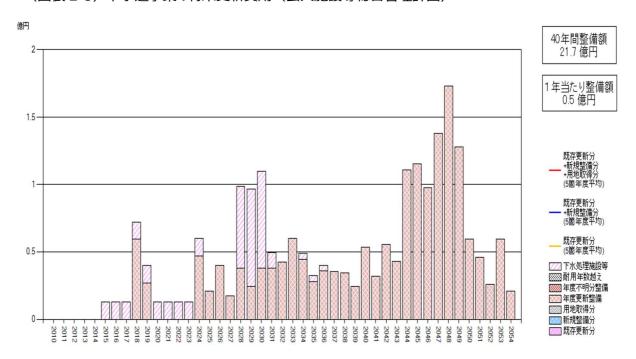
■ポンプ場

施設名称	竣工	敷地面積(ha)	ポンプ数	1 分間の揚水量
常渡汚水中継ポンプ場	昭和 44 年	5.0ha	3	3.96 m³
暖海汚水中継ポンプ場	昭和 51 年	1.6ha	2	2.14 m ³
太地汚水中継ポンプ場	平成元年	2.0ha	2	0.9 m³
新屋敷汚水中継ポンプ場	平成 5 年	0.4ha	2	0.42 m³
本浦汚水中継ポンプ場	平成 10 年	2.0ha	2	0.48 m³
三軒屋汚水中継ポンプ場	平成 14 年	0.8ha	2	0.06 m ³

■管きょ (総延長 14,567m)

管種	陶管	塩ビ管	更生管	その他
延長	3,232m	7,611m	3,631m	93m
備考	S43~S44:697m	S52~H5:3,466m	H6~H16:3,631m	H3:93m
(整備時期)	S49~S63:2,510m	H7~H17:4,145m		
	H17 :25m			

(図表 2-5) 下水道事業の将来更新費用(公共施設等総合管理計画)





(5)組織の見通し

下水道事業はこれまで、賃金支弁者の採用による人件費の縮減や、退職者不補充による職員数の削減、軽微な維持修繕等は職員で対応し維持管理費を抑制するなど、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう努めてきました。

現在、4名(※)の職員が終末処理場において維持管理業務に携わっています。現時点で職員の増員 や削減の予定はありません。当面、現行の体制・現状の職員数で引き続き効率的に業務を推進してい 〈予定です。一層の事務の効率化やコストの削減、職員のさらなる意識改革・資質の向上に取組みます。 ※会計年度任用職員を含む



IV. 経営の基本方針

下水道は、町民の快適な生活を支える重要なインフラです。平成 30 年度末現在の本町下水道事業の水洗化率は 87.68%となっており、和歌山県内の市町村のなかでは比較的高い水準にあるものの、まだまだ改善の余地があるため、次の基本方針をもとに、水洗化率向上のための啓発に取り組み、下水道の一層の普及を目指します。

基本方針

- ◆ 町民の健康を守り安全を支える下水道 ~良好な環境の形成~
- ◆ 町民に信頼されるオープンな下水道 ~水洗化率の向上と経営基盤の強化~
- ■町民の健康を守り安全を支える下水道 ~良好な環境の形成~
 - ・適切な汚水処理による環境衛生の向上

汚水を適切かつ確実に処理し水系伝染病や化学物質等によるリスクの除去を図り町民の健康と安全な暮らしを守ります。また、汚水を滞りなく効率的に排除することで水質を改善し公衆衛生の維持向上及び町内の水質保全に努め、美しく良好な環境を維持します。

・円滑な雨水処理による強い下水道

台風の多い地域特性を踏まえ、多量の降雨や集中豪雨の際でも浸水被害を最小化し、町民の安全を支えます。

- ■町民に信頼されるオープンな下水道 ~水洗化率の向上と経営基盤の強化~
 - ・一層の透明性確保による接続率の向上

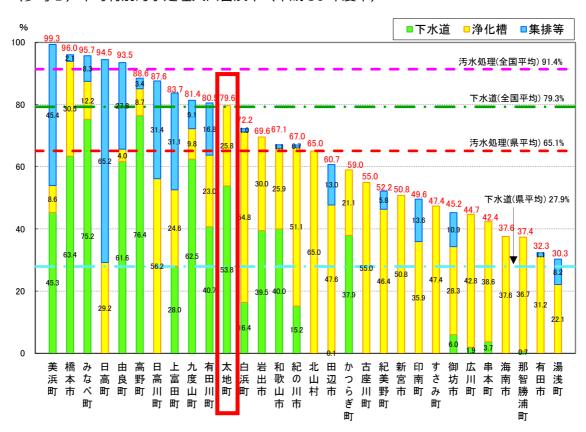
経営の透明性向上と財政収支の明確化に引き続き取り組むとともに、広報媒体を活用し一層の情報発信に努め、町民に身近な下水道を目指します。加えて接続率の向上に係る啓発も積極的に行い快適で活力ある暮らしの実現を図ります。

・経営の健全化と事業運営の継続性確保

社会の変化と町内の状況を俯瞰し、常に適切な規模と料金水準の検討を行いながら効率的かつ信頼性の高い事業運営に努め、経営の健全化と持続性の確保に取り組みます。

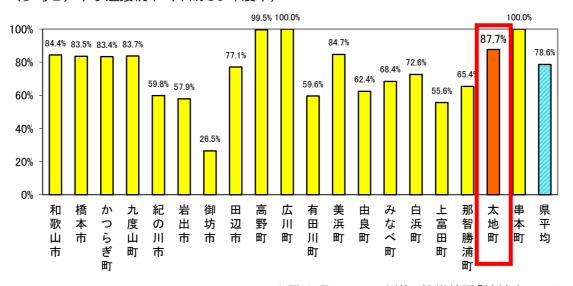


(参考1) 市町村別汚水処理人口普及率(平成30年度末)



和歌山県 HP「和歌山県内汚水処理人口普及率」より

(参考2) 下水道接続率(平成30年度末)



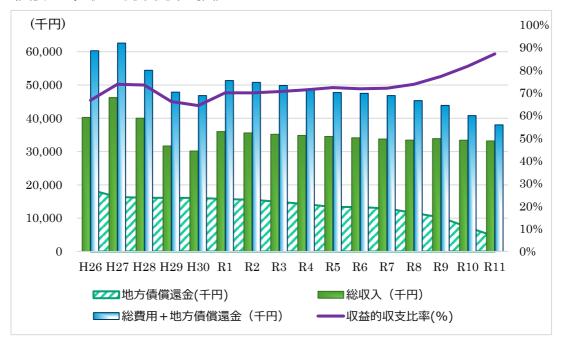
和歌山県 HP <下水道の整備状況「接続率」>より



V. 投資·財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)は別紙のとおりです(別紙2)。



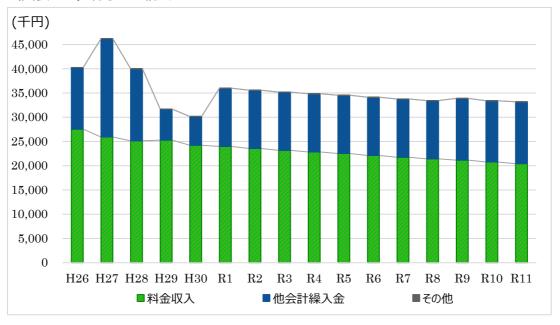
(図表 4-1) 収益的収支比率の推移

収入は主に使用料収入と一般会計からの繰入です。本町下水道事業では、地方債の償還に要する額の全額を一般会計で負担することとしています。支出は人件費と動力費等経費に加え、地方債元利償還金となっています。

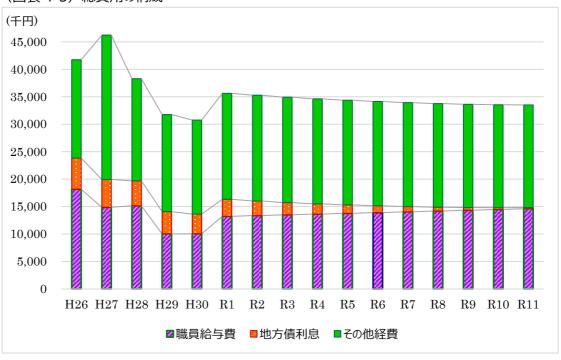
企業債元利償還金が減少するものの、それを上回る勢いで料金収入が減少していくため、収益的収支比率は 100%未満で推移する見通しとなりました。



(図表 4-2)総収益の構成



(図表 4-3) 総費用の構成





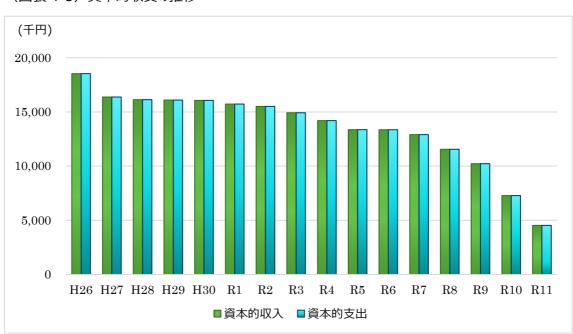
(千円) 90% 45,000 80% 40,000 70% 35,000 60%30,000 50%25,000 40%20,000 30% 15,000 20% 10,000 10% 5,000

(図表 4-4) 経費回収率の推移

経費回収率が 100%を下回っており、経費を使用料で賄えていない状態が続いています。今後、施設の修繕・更新需要の増大に伴う維持管理コストの増加が見込まれる一方、人口減少により料金収入は減少していくと考えられます。将来にわたり事業を安定的に運営していくため、適正な料金水準の検討が必要です。

H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11

一汚水処理費(千円)



(図表 4-5) 資本的収支の推移

料金収入(千円)

0



0%

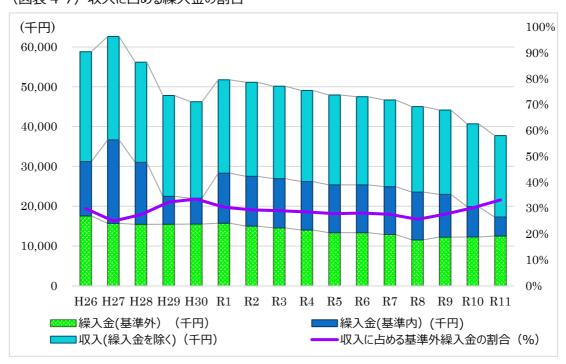
経費回収率(%)

(千円) (千円) 250,000 20,000 18,000 200,000 16,000 14,000 150,000 12,000 10,000 100,000 8,000 6,000 50,000 4,000 2,000 0 $\rm H26H27H28H29H30~R1~R2~R3~R4~R5~R6~R7~R8~R9~R10~R11$

(図表 4-6) 地方債残高と償還額の推移

資本的収入は一般会計からの繰入、支出は地方債償還金です。本戦略策定時点では将来の事業計画は未定であり、当面新たな起債の発行予定はありません。そのため、計画どおりの償還により地方債残高は圧縮されていく見込みです。

■地方債残高 ■地方債償還金



(図表 4-7) 収入に占める繰入金の割合



収益的収入及び資本的収入に計上した一般会計からの繰入金は、大部分が総務省の「地方公営企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準外です。基準外繰入金でまかなう予定の費用は、本来であれば使用料でまかなうことが必要です。このため、料金改定を含めた検討を行い、基準外繰入金に対する依存度を低減し、経営の健全化に努める必要があります。

- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ①収支計画のうち投資についての説明

目標: 施設・設備の長寿命化による更新投資の抑制

下水道事業施設・設備のうち、老朽化がとくに進んでいるのは、昭和 44 年の供用開始以降現在まで同じ設備を使用し続けている下水処理場です。しかしながら、処理場で導入している設備はメンテナンス性が高いこともあり、当面の使用における重大な問題や懸念はありません。そのため、引き続き予防的保全の観点から定期的な点検と随時の修繕を確実に行い、施設の長寿命化を図ります。よって、本戦略期間中においては、投資(建設改良事業)の計上は行っていません。

②収支計画のうち財源についての説明

目標: 料金の見直しによる収入確保の検討

基準外繰入の抑制

本町下水道事業では、地方債の償還に要する費用の全額を一般会計で負担しており、また、直近更新投資の実施もありません。維持管理に要する費用を料金収入と一般会計からの繰入で賄っており、基準外の繰入金に依存している状態です。今後、更新投資ニーズが増大することも鑑み、適切な料金水準を早期に検討し、基準外繰入を抑制していく必要があります。

(i) 料金収入

料金の改定については今後検討していきますが、本計画では料金据え置きとしています。

(ii) 繰入金

一般会計からの繰入金に依存した財源構成になっています。従来通り、実質収支均衡となるよう、 収支不足額を繰入金によってまかなうこととします。なお、当該繰入金は、総務省による「地方公営 企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準内の繰入金のみならず、基準外の繰入金も含まれ ています。



③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(i) 職員給与費

1 人あたりの職員給与費に職員数を乗じて算定しています。1 人あたりの職員給与費は直近5年間(平成26年度~平成30年度)の平均値に年1%の昇給を加味しました。

(ii) 動力費

直近の実績値(H26 年度~H30 年度の平均)から 1 ㎡あたり単価を算出し、物価上昇率を加味して各年度の配水量に乗じています。

(iii) その他維持管理費

直近5年間(H26年度~H30年度)の平均値としています。

(iv) 企業債元利償還金

平成30年度までの既発行債に係る償還スケジュールをもとに計上しました。



(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況等

広域化・共同化・最適化 に 関 す る 事 項	現時点で事業の広域化・共同化等の予定はありません。 半島振興法に基づく「紀伊地域半島振興計画」など県単位での 広域的取組や周辺の状況を踏まえ、他の自治体の事例も参照 しながら、太地町民にとってよりよい下水道事業のかたちを総合 的に検討します。
投資の平準化に関する事項	設備の更新時期が重なると資金不足を招く可能性が高まることから、更新整備を検討する際は優先順位を明確にした上で計画を策定し、投資の平準化を検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (P P P / P F I など)	現時点で、PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。
その他の取組	該当事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項						本計画期間中における料金改定の実施については、現時点では未定ですが、事業運営に一般会計からの基準外繰入を必要としている現状を鑑み、町内の状況や社会的要請等を見極めながら適切な料金水準を検討します。
資産活用による収入増加の 取 組 に つ い て					加の て	活用できる資産等の保有はなく、特筆すべき事項はありません。
7	の	他	の	取	組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間 委託、指定管理者制度、 PPP/PFIなど)	水質検査等一部業務の民間委託は実施しているものの、現時点で、包括的民間委託や PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。コストの削減可能性や事業の安定性、危機管理体制の確保等を総合的に勘案し、最も適切な事業の実施手法を検討します。
職員給与費に関する事項	これまで施設の軽微な維持修繕等については職員で行うなど、維持管理費の縮減に努めてきたところです。引き続き、業務内容の継続的見直しやさらなる効率性の向上を図り、経営の健全化を目指します。
動力費に関する事項	該当事項はありません。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。



修	繕	費	に	関	す	る	事	項	定期的な点検の実施と予防的修繕の実施など保守管理の実施を徹底します。
委	託	費	に	関	す	る	事	項	引き続き、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。
7	の		他	(カ	耵	Z	組	特筆すべき事項はありません。



VI. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本町下水道事業が抱える課題の解決と経営健全化目標の達成には、毎年度の実施状況把握と進 捗管理(モニタリング)と定期的な戦略の見直し(ローリング)が必要です。

ついては、PDCA サイクルの考え方を活用し、関連する指標の毎年度の状況や財務状況等を客観的に分析し、評価と見直しを行うことで継続的改善を図ります。進捗状況が不十分な場合はその原因を分析し、町民の皆様のご意見やご要望も参考にしながら施策の見直しを行うことで、PDCA サイクルが有効に機能するよう取り組みます。性質上成果が数値としてあらわれにくい目標については、庁内で取り組み内容等の情報共有を行いさらなる改善に向けた連携を図ることで施策の管理・進捗に努めます。

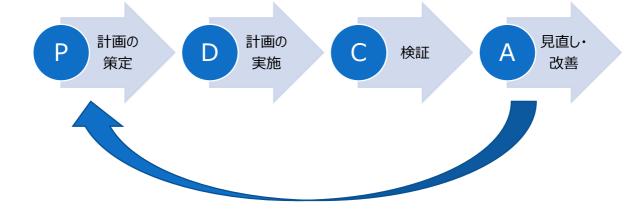
見直し・事後検証は3~5年毎に行うこととし、社会経済情勢の変化や本町を取り巻く環境の変化、 新たな課題の発生状況等を考慮して施策の方向性を検討します。

■モニタリング (毎年度の評価)

- ・投資・財政計画における実績値の確認
- ・経営比較分析表を活用した各指標の把握と分析

■ローリング(3~5年毎の検証項目)

- ・投資・財政計画における実績値の推移の確認と計画値との比較による検証・見直し
- ・使用料の水準及び改定の必要性
- ・施設等投資の実施状況の検証
- ・民間活用の可能性の検討





別紙

- 1.経営比較分析表(平成30年度決算)
- 2.投資・財政計画(収支計画)

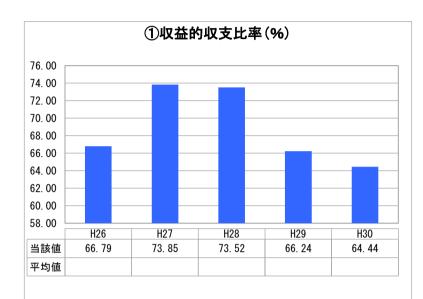
経営比較分析表(平成30年度決算)

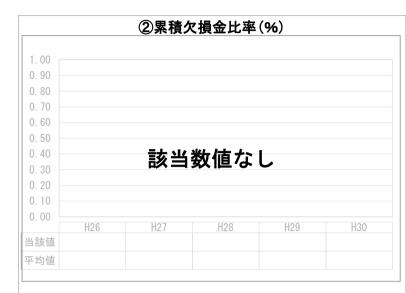
和歌山県 太地町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
_	該当数値かし	53 85	100.00	2 376

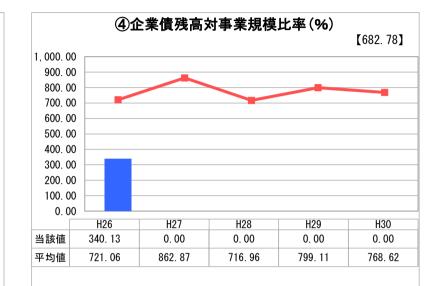
人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
3, 127	5. 81	538. 21
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
1, 672	0. 46	3, 634. 78

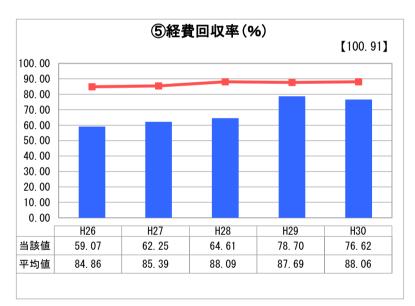
1. 経営の健全性・効率性

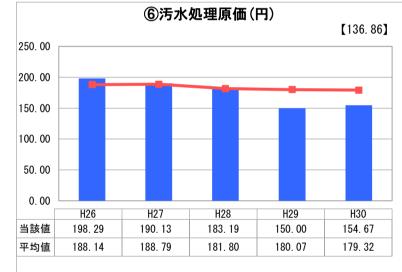


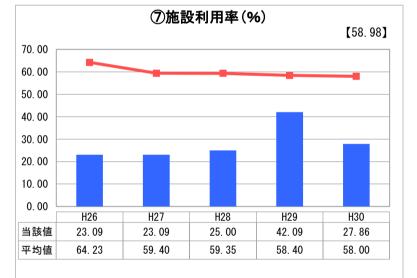


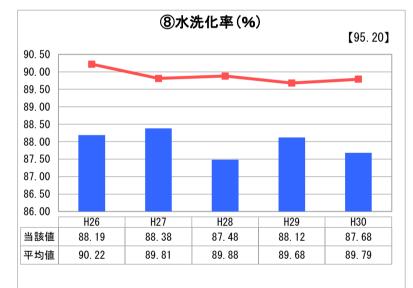








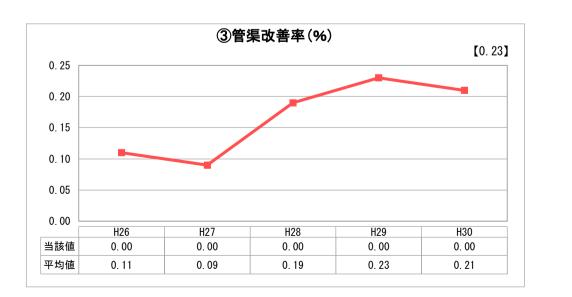




2. 老朽化の状況







グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について、平成24年度からは下がり続けているが、平成27・28年度において多少の改善が見られた。平成29年度で比率が減少し、30年度も比率が減少しているため経営改善に向けたさらなる取り組みが必要である。

④下水道整備が完了している状態であるため、数値は適正であると考える。

⑤経費回収率について数値が100%を下回っている ため適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減 が必要である。

⑥数値的には類似団体の比較に近い数値となっているが、経常収支が減少し続けている状況であるため、経費削減を行う必要がある。

⑦施設利用率について、当町では観光地であるため 利用率は一定ではなく、季節ごとに処理水量が変動 するため数値が低くなっている。

⑧下水道整備が完了しているため、接続率向上のために啓発を続けていく。

|2. 老朽化の状況について

昭和44年3月に公共下水道処理場が完成、その後各所にポンプ場を建設し平成17年度までに、計画区域の下水道管の整備が完了している。コンクリート管は昭和43年度より、また、塩ビ管は52年度より整備を始めている。下水処理場は、当初導入した設備を始めており老朽化が進んでいる状況にあると判断するが、高度な処理システムではないため、メンテムるとしかし、管を含めて設備自体の対応年数を表えると更新を含めた対応を検討する時期にきていたのと更新を含めた対応を検討する時期にきると表える。段階的に整備できるよう計画を進めていと考える。

全体総括

収益的収支比率、経費回収率は、年度毎の増減はあるものの長期的には減少傾向を示している。また、資産の老朽化については、平成16年度までに老朽管更新を終えているため、以降は大きな工事もなく運営してきた。しかし、処理施設が老朽化している中にあって、今後も施設整備や管の更新など必要となってくると考える。これらを見据えた運営を実現するため、使用料の値上げ等による経営の健全化を柱に、水洗化率の向上及び経費削減等を行いながら、経営改善を推進していたいと考える。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

_													(+1:-	:十円,%)
		年 度 3	平成30年度	令和元年度										
		区分	(決算)	(決 算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				見 込										
		1 総 収 益 (A)	30,177	36,081	35,598	35,205	34,861	34,562	34,140	33,780	33,452	33,912	33,412	33,204
	収		24,228	23,977	23,568	23,175	22,831	22,532	22,110	21,750	21,422	21,153	20,767	20,423
	益	ア料金収入	24,228	23,977	23,568	23,175	22,831	22,532	22,110	21,750	21,422	21,153	20,767	20,423
	的	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
収	収	ウ そ の 他	F 0.40	10.104	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.750	10.645	10.701
	入	(2) 営業外収益	5,949	12,104	12,030	12,030	12,030	12,030	12,030	12,030	12,030	12,759	12,645	12,781
益		ア他会計繰入金 イその他	5,932 17	12,074	12,000	12,000 30	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,729 30	12,615 30	12,751
		イ そ の 他 2 総 費 用 (D)	30,762	30 35,624	30 35,287	34,930	30 34,627	30 34,379	30 34,142	30 33,930	30 33,755	33,638	33,543	30 33,512
6/5		(1) 営業費用	26,626	31,979	32,087	32,148	32,219	32,300	32,358	32,430	32,509	32,601	32,673	32,753
的		(1) 名 未 負 用 ア職 員 給 与 費	10,054	13,232	13,364	13,498	13,633	13,770	13,907	14,046	14,186	14,328	14,472	14,617
	収	うち退職手当	10,054	13,232	13,304	13,498	13,033	13,170	13,907	14,040	14,100	14,320	14,412	14,017
収	益	1 7 7 8 4 M	16,572	18,747	18,723	18,650	18,586	18,530	18,451	18,384	18,323	18,273	18,201	18,136
	的	(2) 営業外費用	4,136	3,645	3,200	2,782	2,408	2,079	1,784	1,500	1,246	1,037	870	759
支	支	ア支払利息	3,576	3,106	2,661	2,243	1,869	1,540	1,245	961	707	498	331	220
	出	うち一時借入金利息	0,0.0	5,100	2,001	2,2 . 3	2,000	2,0 10	1,2 .0	001			551	
		うち資本費平準化債分												
		1 そ の 他	560	539	539	539	539	539	539	539	539	539	539	539
		3 収支差引 (A)-(D) (E)	△ 585	457	311	275	234	183	△ 2	△ 150	△ 303	274	△ 131	△ 308
		1 資 本 的 収 入(F)	16,068	16,215	15,518	14,926	14,201	13,367	13,360	12,910	11,558	10,231	7,284	4,531
	2/27	(1) 地 方 債												
	資	う ち 資 本 費 平 準 化 債												
`Arr		(2) 他 会 計 補 助 金	16,068	16,215	15,518	14,926	14,201	13,367	13,360	12,910	11,558	10,231	7,284	4,531
資	的	(3) 他 会 計 借 入 金												
	収	(4) 固定資産売却代金												
本	入	(5) 国 (都道府県)補助金												
		(6) 工 事 負 担 金												
的		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	16,068	15,732	15,518	14,926	14,201	13,367	13,360	12,910	11,558	10,231	7,284	4,531
1777	資	(1) 建 設 改 良 費												
収	本	うち職員給与費	40.000	45.700	45.540	44.000	11.001	10.007	10.000	10.010	44.550	10.001	7.004	4.504
	的	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	16,068	15,732	15,518	14,926	14,201	13,367	13,360	12,910	11,558	10,231	7,284	4,531
支	支	うち資本費平準化債償還金												
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	ш	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (5) そ の 他												
				483										
-	<u> </u>	3 収支差引 (F)-(G) (I) 収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 585	940	311	275	234	183	△ 2	△ 150	△ 303	274	△ 131	△ 308
		れ 入 ☆ 左 ワl (L/+(l) (J)	△ 202	940	211	215	234	100	△ ∠	△ 120	△ 303	214	△ 131	△ 308

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

											(+177	·十円,%)
年 度	平成30年度	令和元年度 決 算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分	(決算)	見込	17.11.2	1 1112	171111111111111111111111111111111111111	1 1112	1 1112	1.11.1.2	17 1112 1132	1-111-112	111111111111111111111111111111111111111	17 11122 1 132
積 立 金 (()	,,,,,,,										
前年度からの繰越金 (.) 1,745	1,160	2,100	2,411	2,686	2,920	3,103	3,101	2,951	2,648	2,922	2,791
前年度繰上充用金 (1	1)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (I	1,160	2,100	2,411	2,686	2,920	3,103	3,101	2,951	2,648	2,922	2,791	2,483
翌年度へ繰り越すべき財源())											
実質収支黒 字(,	2,100	2,411	2,686	2,920	3,103	3,101	2,951	2,648	2,922	2,791	2,483
(N)-(O) 赤 字 (<u>)</u>)											
赤字比率(<u>(Q)</u> ×100)												
収益的収支比率(64	70	70	71	71	72	72	72	74	77	82	87
地方財政法施行令第16条第1項により算定した	8)											
資金の不足額												
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (i 地万財政法による	3) 24,228	23,977	23,568	23,175	22,831	22,532	22,110	21,750	21,422	21,153	20,767	20,423
$((R)/(S) \times 1$	00)											
資金不足の比率 健全化法施行令第16条により算定した	T)											
資 金 の 不 足 額	17											
健全化法施行規則第6条に規定する	1)											
│ 解消可能資金不足額 `	,,											
健全化法施行令第17条により算定した	/) 24,228	23.977	23,568	23,175	22.831	22.532	22,110	21.750	21,422	21.153	20,767	20,423
事業の規模 健全化法第22条により算定した	24,220	25,511	23,300	25,175	22,001	22,332	22,110	21,730	21,722	21,133	20,101	20,723
((T)/(V)×1 資金不足比率	00)											
他会計借入金残高(·											
·	() 142,117	126,385	110,867	95,941	81,740	68,373	55,013	42,103	30,545	20,314	13,030	
○他会計繰入金		т.		T	ı	T	T		ı	1	<u>(</u> <u>ì</u>	単位:千円)
年 度	平成30年度	令和元年度										
区分	(決算)	(決 算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見 込	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10 700	10.015	10.751
収益的収支分	5,932	,	12,000	12,000	,	,	,	,	,	12,729		12,751
うち基準内繰入 うち基準外繰入	金 5,932	12,074	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000			4,751
	金 16.069	16.015	15 510	14.006	14 201	12 267	12.260	12.010	11 550	2,000	·	8,000
資本的収支分 うち基準内繰入	16,068 金 552	,		14,926 371		13,367	13,360	12,910	11,558	10,231	7,284	4,531
うち基準内繰入 うち基準外繰入	金 552 金 15,516			14,555		13,367	13,360	12,910	11,558	10,231	7,284	4,531
合 計	22,000	28,289	27,518	26,926	26,201	25,367	25,360	24,910	23,558	22,960	19,899	17,282